

広島県告示第四百五十六号

広島県卸売市場条例（昭和四十六年広島県条例第六十八号）第六条第五項の規定によって、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった。

平成二十九年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県第一〇号	許可番号
三次連合青果株式会社	廃止する卸売業者の名称
三次総合地方卸売市場	所属する卸売市場の名称